

稲沢市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

現 行				改 正 後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区 分	単 位	占用料 (単位円)	占用物件の種類	区 分	単 位	占用料 (単位円)
電柱等の工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>	電柱等の工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	第2種電柱		<u>1,600</u>		第2種電柱		<u>1,500</u>
	第3種電柱		<u>2,200</u>		第3種電柱		<u>2,000</u>
	第1種電話柱		<u>940</u>		第1種電話柱		<u>850</u>
	第2種電話柱		<u>1,500</u>		第2種電話柱		<u>1,400</u>
	第3種電話柱		<u>2,100</u>		第3種電話柱		<u>1,900</u>
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>85</u>
	共架電線その他上空に設ける線 類		長さ1メートル1 年につき		9		共架電線その他上空に設ける線 類
	地下に設ける電線その他の線類	<u>6</u>		地下に設ける電線その他の線類	<u>5</u>		
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>570</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>510</u>	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	
	郵便差出箱		<u>790</u>	郵便差出箱		<u>720</u>	

現 行				改 正 後			
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>	水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>

現 行				改 正 後					
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>	
看板等の物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>	
	標識		1本1年につき	<u>1,500</u>	標識		1本1年につき	<u>1,400</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>23</u>	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>	
		その他のもの	1本1月につき	<u>230</u>		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>	
	幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>23</u>	幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>	
その他のもの		その面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>	その他のもの		その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>		
工事用施設及び工事用材料置場			占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>	工事用施設及び工事用材料置場			占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
				付 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。					